

## はしがき

菊池高志先生は本年4月2日に、河野正輝先生は本年7月26日に、めでたく70歳を迎えられた。本書は、菊池高志先生と河野正輝先生の古稀をお祝いして編まれたものである。

われわれ執筆者は、九州大学大学院で院生として菊池高志先生と河野正輝先生にご指導を受けた者、九州大学法学部でお二人の先生方と同僚であった者である。われわれ執筆者一同は、菊池高志先生と河野正輝先生のこれまでのご指導とご厚誼に感謝し、論文を献呈したいとおもいから、本書を編むこととした。

菊池高志先生と河野正輝先生は、九州大学法学部・大学院法学研究科において、社会法講座の教授として、教育、研究に従事された。九州大学では社会法講座において社会法としての労働法と社会保障法を研究・教育するという伝統のもとに、大学院生は、労働法と社会保障法のどちらかを主攻攻としつつ、これら2つを専攻することとなっている。お二人の先生方の研究業績の中に、共通して労働法と社会保障法の論文があるのも、その故である。

1997年には、河野正輝先生と菊池高志先生のお二人の編による『高齢者の法』（有斐閣）が、九州大学社会法講座設置70周年を記念して刊行されている。その「はしがき」に、「河野正輝先生と菊池高志先生は、次のように記されている。「高齢化が、日本社会を規定する最大の要因となったこんにち、それは、人間の尊重を理念とする『社会法』にとって逸することのできない課題である。……講座設置70年をむかえた機会に、九州大学社会法講座に縁の深いわれわれは、社会法の今後を展望する試みのひとつとして、この小著を編むことにした。新しい時代の問いかけにどれほど応え得たかは心もとないが、関心を同じくする人々に、なにほどか示唆するものがあることを願っている。本書を起点として、われわれ自身、更に検討を深めて行かねばならない。」

われわれは、河野正輝先生と菊池高志先生のそうした社会法へのおもいを引き継ぎたいと考え、お二人の先生方の古稀をお祝いするための本書を、『社会法の基本理念と法政策—社会保障法・労働法の現代的展開』と題して編むこと

としたのである。その後の日本社会において少子高齢化が一層進行し、経済のグローバル化が急速に進行する中で、現代的な貧困問題をはじめとして、これまでにない社会的問題への対応が、今日の社会法に求められている。本書は、そうした今日の社会法が対応を求められている新しい課題を意識して、パートⅠ・社会法の基本理念、パートⅡ・自治と規制の法政策、パートⅢ・市場と規制の法政策、パートⅣ・権利の擁護と救済という4部構成としている。

果たして、本書が、河野正輝先生と菊池高志先生の社会法へのおもいを受け継いで、今日の社会法に求められている新しい時代の問いかけに答え、今後の社会法を展望できるようなものとなっているかは、はなはだ心もとないのではあるが、これがこれからの社会法研究のひとつの起点となって、ここから議論が展開されて行くことを、われわれ執筆者一同は願っている。

本書がこうして形になるまでには、多くの方々の協力があつたことを記しておきたい。この古稀記念論集の刊行にあたり、事務局長として編者以上に多くの仕事をしてもらった丸谷浩介氏（佐賀大学准教授）、同じくその運営に協力してもらった平部康子氏（福岡県立大学准教授）、木村茂喜氏（西南女学院大学准教授）には、ここに記して感謝申し上げる。また、出版事情が厳しい中で、本書の出版を引き受けていただいた法律文化社と編集を担当していただいた小西英央氏には深く感謝申し上げたい。

最後になってしまったが、河野正輝先生と菊池高志先生がこれからもずっとご健勝であられ、九州社会法研究会においてこれまでと変わらず大いに刺激を与えられるご議論をしていただけることを、われわれ執筆者一同が願っていることを記し、ここに改めてお二人の先生方に感謝申し上げる。

執筆者を代表して

山田 晋  
有田 謙 司  
西田 和 弘  
石田 道 彦  
山下 昇